

松戸市小金地域包括支援センター 指定介護予防支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 清志会（以下「事業者」という。）が開設する指定介護予防支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防支援の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、介護保険法（平成9年法律第123号）第7条4項に規定する要支援状態にある利用者（以下「利用者」という。）に対し、可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業者は、松戸市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（令和3年3月29日松戸市条例第11号）に定める職員を利用者の担当（以下「担当職員」という。）に定め、次の方針に沿って運営を行う。

- 2 担当職員は、利用者の希望や心身の状態を踏まえて、その有する能力に応じ適切な在宅又は施設のサービスが提供されるよう、市町村、在宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行う。
- 3 指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者的人格を尊重し、公正中立を旨とし常に利用者の立場に立ったサービス提供に努める。また、サービスの提供方法等については利用者やその御家族に対し理解しやすいように懇切丁寧に説明を行う。
- 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携に努め、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 5 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ② 名称 松戸市小金地域包括支援センター
- ② 所在地 松戸市小金3番地 高橋ビル4階

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤 担当職員と兼務）

管理者は、担当職員その他事業所の従業者の管理及び実施状況の把握など指定介護予防支援に関する業務の管理を一元的に行う。

- ② 担当職員 1名以上

担当職員は指定介護予防支援の提供やそれに伴う業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日の平日とする。ただし、12月29日から1月3日を除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時00分までとする。

(指定介護予防支援の提供方法、内容)

第6条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- ① 利用者の相談は、事業所内及び利用者の居宅、その他必要と認められる場所において行うものとする。
- ② 利用者及び家族との面談により、利用者を支援すべき総合的な課題を把握し、自立した日常生活を営むために必要な目標を設定する。
- ③ サービス担当者会議等を通じ、目標を達成するために行うべき支援内容及び期間を定めた介護予防サービス計画を作成する。
- ④ 指定介護予防サービス事業所等からの報告及び利用者の継続的なアセスメントにより、介護予防サービス計画の実施状況を把握し、必要に応じて、計画変更を行う。
- ⑤ 介護予防サービス計画に位置付けた期間が終了するときは、目標に照らした計画の達成状況について評価を行う。
- ⑥ その他具体的には「松戸市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」に従って実施する。

(指定介護予防支援の利用料その他の費用の額)

第7条 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払いは受けないものとする。

- 2 その他の費用については、重要事項説明書にて告知し、事前に利用者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

- ① 松戸市小金地域
- ② その他、事業所において松戸市と協議の上、事業の実施地域を決定した場合はこの限りではない。

(苦情処理)

第9条 事業者は、自ら提供した指定介護予防支援又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、苦情受付の担当者を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置、記録の整備その他必要な措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生対応)

- 第 10 条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、記録の整備その他必要な措置を行う。
- 2 前項において、賠償すべき事故が発生した場合、速やかに損害賠償を行うものとする。ただし、事業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

(業務継続計画に関する事項)

- 第 11 条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。
- 2 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

- 第 12 条 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- ③ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(虐待防止に関する事項)

- 第 13 条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- ② 虐待防止のための指針を整備する。
- ③ 虐待を防止するため、虐待防止について定期的に研修を実施する。
- ④ 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するため、担当者を設置する。
- 2 事業所は、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかにこれを市町村に通報する。

(身体拘束の禁止)

- 第 14 条 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その容態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(就業環境の確保)

第 15 条 事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(秘密の保持に関する事項)

第 16 条 担当職員及びその他事業所の従業者は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持し、第三者に漏らしてはならない。

2 事業者は、担当職員及びその他事業所の従業者に対し、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、在職中のみならず退職後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。

(委託に関する事項)

第 17 条 事業者は、指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合は、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。

(他の運営に関する重要事項)

第 18 条 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(準用)

第 19 条 介護予防ケアマネジメントを行う場合については、この規程を準用する。

附則 この規程は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。